

総務文教委員会

令和2年9月9日（水）

日 時 令和2年9月9日（水）午前10時00分開会—午前11時47分閉会

場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 道工、坂原、辻下、和田、出口、奥野

欠席委員 小川、反保

傍聴議員 中原、谷崎、竹原

出席理事者 田代町長

中口副町長

松岡副町長

古橋教育長

川端まちづくり戦略室長兼町長公室長

西総務部長

相馬財政改革部長

澤教育委員会事務局教育次長兼指導課長

廣田まちづくり戦略室理事兼人事担当課長

窪田総務部理事兼財政改革部理事

寺田総務部理事

阪本財政改革部理事兼税務課長

福井会計管理者

森まちづくり戦略室副理事危機管理監兼危機管理担当課長

寺田総務部副理事兼総務課長

内山財政改革課長

松井学校教育課長

小川教育委員会事務局副理事兼生涯学習課長兼青少年センター所長

川島まちづくり戦略室町長公室担当秘書担当課長兼政策推進担当課長

岩田総務部企画地方創生課長

竹原総務部人権推進課長

中田会計課長

蟻馬議会事務局総務課長

案 件

(1) 付託案件について

(2) その他

(午前10時00分 開会)

和田委員 皆さんおはようございます。

ただいまから、総務文教委員会を開会します。

本日の出席委員は6名。小川委員長、反保副委員長より欠席届が提出されております。正副委員長は欠席ですので、委員会条例第11条の規定により年長委員の私が議事進行させていただきます。よろしくお願いいたします。

理事者については、全員出席です。定足数に達しておりますので、本委員会は成立しました。

これより総務文教委員会を開きます。

なお、携帯電話はマナーモードに設定願います。

案件1、9月2日の本会議において、本委員会に付託を受けました案件7件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

なお、発言者については必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いします。また理事者の発言は、所属部署と氏名を言ってからお願いします。

議案第51号「令和2年度岬町一般会計補正予算（第5次）について」のうち、本委員会に付託された案件について議題とします。

本件について担当課から説明を求めます。

内山課長。

内山財政改革課長 それでは、総務文教委員会の資料1ページをご覧ください。

令和2年度岬町一般会計補正予算（第5次）のうち、総務文教委員会に付託されました予算につきましてご説明いたします。

まず歳入予算からご説明させていただきます。

1 2 地方交付税、1 地方交付税、地方交付税といたしまして、2, 510万4, 000円の増額補正を行うものでございます。

内容といたしましては、普通地方交付税の交付決定に伴い、本補正予算編成に必要な財源を計上するものでございます。

和田委員 松井課長。

松井学校教育課長 1 6 国庫支出金、2 国庫補助金、小学校費補助金といたしまして、4 41万5, 000円を増額補正するものです。

内容といたしましては、学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTを活用できる環境を早期に実現するための公立学校情報機器整備費補助金を82万7,000円計上しており、GIGAスクール環境整備事業費に充当するものです。補助率は2分の1となっております。

また学校再開などに当たり、集団感染のリスクを避けるために必要となる保健衛生用品等の整備をするための学校保健特別対策事業費補助金を358万8,000円計上しており、新型コロナウイルス対策事業費に充当するものです。補助率2分の1となっております。

同じく、中学校費補助金といたしまして、174万1,000円を増額補正するものです。

内容といたしましては小学校費補助金と同じく、学校の臨時休業などの緊急時においてもICTを活用できる環境を早期に実現するための、公立学校情報機器整備費補助金を69万2,000円計上しており、GIGAスクール環境整備事業費に充当するものです。補助率は2分の1となっております。

また学校再開などに当たり、集団感染のリスクを避けるために必要となる保健衛生用品等の整備をするための学校保健特別対策事業費補助金を104万9,000円計上しており、新型コロナウイルス対策事業費に充当するものです。補助率2分の1となっております。

続きまして、17府支出金、2府補助金、幼稚園費補助金といたしまして、50万円の増額補正をするものです。

内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となる、保健衛生用品を追加購入するための、教育支援体制整備事業費交付金を新型コロナウイルス対策事業費に充当するものです。補助率は10分の10となっております。

続きまして、19寄附金、1寄附金、中学校費寄附金といたしまして、8万9,000円を増額補正するものです。

内容といたしましては、昭和37年度に岬中学校を卒業された同窓生の会で、みさき37会様より岬中学校に対し、図書購入用と頂きました寄附金8万9,000円を中学校教材費に充当するものです。

和田委員 内山課長。

内山財政改革課長 続きまして、資料の2ページをご覧ください。

21繰越金、1繰越金、前年度繰越金といたしまして、382万6,000円の増額補正を行うものでございます。

内容といたしましては、令和元年度決算の確定に伴い、当初予算との差額を計上するものでございます。

続きまして、23町債、1町債、臨時財政対策債といたしまして、611万円の増額補正を行うものでございます。

内容といたしましては、起債借入額の確定に伴い、当初予算との差額を計上するものでございます。

以上、当委員会付託分、計といたしまして4,178万5,000円の増額補正を行うものでございます。

和田委員 続けて歳出をお願いします。

寺田副理事。

寺田総務部副理事 続きまして、資料3ページをご覧ください。

令和2年度岬町一般会計補正予算（第5次）歳出の件について説明させていただきます。

2総務費、1総務管理費、旧深日保育所跡地整備事業費としまして、199万1,000円の増額補正をするものでございます。

内容としまして、平成30年度に実施いたしました旧深日保育所を取り壊した跡地につきましては、被災時の防災広場として位置づけておりますが、近隣住民から積極的な利活用を求める意見がありましたので、当該跡地について有効な手段や方法を模索するための計画の策定及び住民と行政との間で将来像の共有を容易にするためのパース図、鳥瞰図の作成をするための委託料として計上するものです。

和田委員 阪本理事。

阪本財政改革部理事 続きまして、2徴税费、町民税過誤納償還金355万1,000円を増額補正するものです。

内容としましては、今年度4月から6月までの四半期間で、個人・法人町民税の申告に伴う遡及更生や配当割、株式譲渡等所得割控除に係る控除超過によります償還金が例年以上に増加しており、決算見込みについて算定したところ不足額

が生じるため増額補正をお願いするものでございます。

和田委員 松井課長。

松井学校教育課長 10教育費、2小学校費、GIGAスクール環境整備事業費といたしまして、167万6,000円の増額補正をするものです。

内容といたしましては、急速な学校ICT化を進めるための支援として、学校におけるICT機器の運用、授業での活用支援、使用マニュアルの製作などの業務に当たる人材を派遣するためのGIGAスクールサポーター業務委託料として115万円、家庭学習用モバイルルーター20台分39万円、遠隔学習用カメラ、マイク3台分13万6,000円を購入するための機械器具購入費として、合計52万6,000円を増額補正するものです。

なお、財源につきましては、公立学校情報機器整備費補助金を充当するものです。

続きまして、新型コロナウイルス対策事業費といたしまして、717万8,000円の増額補正をするものです。

内容といたしましては、学校再開に伴う感染症対策、学習保障などの支援に必要となるペーパータオルなどを購入するための消耗品費115万4,000円、アルコール製剤を購入するための医薬材料費17万8,000円、感染症対策として実施する、トイレ清掃のための清掃業務委託料184万7,000円、飛沫を防止するためのパーティション2個を購入するための庁用器具費7万4,000円、分散授業用液晶テレビ15台、空気清浄機4台を購入するための機械器具費といたしまして、合計377万5,000円、オンライン授業に対応するためのボーカルマイク2本を購入するための教材用備品購入費15万円を増額補正するものです。

なお、財源につきましては学校保健特別対策事業費補助金を充当するものです。

続きまして、3中学校費、中学校教材費といたしまして、8万9,000円の増額補正をするものです。

内容といたしましては、昭和37年度に岬中学校を卒業された同窓生の会で、みさき37会様より、岬中学校に対して図書購入用と頂きました寄附金8万9,000円を図書購入費に充当するものです。

続きまして、資料4ページをご覧ください。

G I G Aスクール環境整備事業費といたしまして、1 3 9万1, 0 0 0円の増額補正をするものです。

内容といたしましては、小学校費と同じく急速な学校I C T化を進めるための支援として、学校におけるI C T機器の運用、授業での活用支援、使用マニュアルの作成などの業務に当たる人材を派遣するためのG I G Aスクールサポーター業務委託料として1 1 5万円、家庭学習用モバイルルーター1 0台分3 9万円、遠隔学習用カメラ、マイク1台分、4万6, 0 0 0円を購入するための機械器具費といたしまして、合計2 4万1, 0 0 0円を増額補正するものです。

続きまして新型コロナウイルス対策事業費といたしまして、2 1 0万円の増額補正をするものです。

内容といたしましては、小学校費と同じく学校再開に伴う感染症対策、学習保障などの支援に必要となる、ペーパータオルなどを購入するための消耗品費8 6万円、アルコール製剤などを購入するための医薬材料費1 0万円、感染症対策として実施するトイレ清掃のための清掃業務委託料、6 2万1, 0 0 0円、空気清浄機を3台購入するための機械器具費として5 1万9, 0 0 0円を増額補正するものです。

なお、財源につきましては学校保健特別対策事業費補助金を充当するものです。

続きまして、4幼稚園費、新型コロナウイルス対策事業費といたしまして、5 0万円の増額補正をするものです。

内容としましては、淡輪幼稚園における新型コロナウイルス感染症対策として必要となる、ペーパータオル等を購入するための消耗品費、1 5万4, 0 0 0円、空気清浄機2台を購入するための機械器具費として3 4万6, 0 0 0円を増額補正するものです。

なお、財源につきましては、教育支援体制整備事業費交付金を充当するものです。

以上、当委員会付託分、歳出合計といたしまして、1, 8 4 7万6, 0 0 0円の増額補正をするものです。

和田委員 内山課長。

内山財政改革課長 続きまして、地方債補正でございます。

起債の目的、臨時財政対策債につきましては、補正前の限度額2億9 0 0万円か

ら補正後の限度額2億1,511万円へ、地方債限度額を変更するものでございます。

令和2年度岬町一般会計補正予算（第5次）につきましては、以上でございます。

和田委員 ただいまの説明に対しまして、質疑ございませんか。

出口委員。

出口委員 3ページの歳出のほうで、上から3段目、旧深日保育所の跡地の整備計画策定業務委託料ですけれども、この件で本会議でも西部長から説明を受けました。

その中で西部長から、一番先にやるべきことは進入路の確保という形と、それと7通りの色々な住民からの要望が出ていると聞いておりますけれども、そういう中で、もしまだ7通りでどういうのがあるのかを話せるかどうかですが、行政のほうで判断してもらったらよろしいけれども、その進入路の確保は、特に深日の保育所を解体する際も一番難があったのは、その進入路をどう入っていくかということで、多分大きな進入路を一時借り受けたと思いますけれども、その辺ももしまた前のような解体するときの進入路があれば十分に可能でありますけれども、その進入路がなければ今の進入路ではなかなか災害避難用の場所としては、少し適当ではないと思いますので、その辺はどう考えているのか、お聞きしたいと思います。

和田委員 寺田副理事。

寺田総務部副理事 委員ご質問の件についてお答えいたします。

解体の際につきましては、先ほどおっしゃいましたように近隣住民の方、地権者の方にご協力いただきまして、仮の進入路をつくりまして解体を進めたところでございます。

その後、仮進入路につきましては現状復旧ということで、地権者の方にお返ししておりますが、今般、新たに施設を建てることを検討するに当たりましては、現状の進入路は、一番狭いところで幅員が1.9メートルしかないということで、改めて建築に当たりましてはまた近隣の地権者の方のご協力を得るか、また別の方法を考えるかということについても、今回の策定業務の中でいろいろ考えていきたい、検討していきたいと考えております。

ですので現状で具体的にこうするという案というのは、まだお示しできるもの



はございません。

和田委員 出口委員。

出口委員 もしよろしければ、その7通りという住民からの要望が出ていましたけれども、話のできる部分だけで結構ですので、どういう要望が出ているのか、その辺を教えてくださいたいと思います。

和田委員 西部長。

西総務部長 7通りというのはちょっと私は言った覚えがないのですが、すみません。住民の方から、一番最初は防災的な広場として欲しいというご要望があったということで、当時は福祉部局のほうで保育所のほうを解体撤去させていただいたところでございます。

その後、区長さんとも今後の活用についてお話をさせていただく中で、一度地元の意見も聞くということで、地元のほうでいろいろ議論していただく中で、施設的な要望が出てまいっております。というのは、大川から北側は深日会館という1つ大きな集会施設がある。しかし大川から南側にはそういう集会的な施設がないのと、避難できるような施設もないということで、まず施設的なものがやっぱり欲しいなというお話が出ております。

その中で区長さんの一部の方からは、図書館的な機能を持ったものとか、ホールの機能を持ったものとか、いろいろと要望も出てまいっております。

ただそういう施設をつくることについては、やはり費用負担の問題とか、それから将来の維持管理の問題もありますので、そのあたりはやはり慎重に検討していかなければいけないかなと思っております。

それとやはり一番大きな問題が、いずれにしても進入路でございます。これについてはやはり地元の方も、避難所として使うのであれば当然、車で避難できるように道はやっぱりついてないと駄目だろうということはお話が出ております。

それで我々としては、まず進入路をどこに設けることができるのかというのは、まず1つ大きな課題かなと思っておりまして、幾つか絵を描く中で、地元とも話をして、地権者のご協力が得られるかどうかというのが一番大きな問題となります。その解決ができないと、なかなかあそこの活用というのは難しいかなと考えております。

和田委員 出口委員。

出口委員 もう1点、実は2年前に雨台風が凄かったようです。特にその向出北地区は、ご存じのとおり国道26号線が、今は国道ではなくて府道ですけれども、その府道が深日のロータリーも川以上の池の状態になっているのです。それから向出北では水がどんどん進入していくという形で、仮にそこに施設を建てるに当たっても、多分これからも今の台風の状況を見ていたら、どんどん進化していますので、雨台風も凄いように感じますので、今の土地の高さであつたら、非常にまた水害が起きるだろうと私は推測するのですけれども、その辺をやはりかさ上げするか、もしくはその進入路の問題もあれば、仮に代替地があればそちらへ方向性を考えていただくのも1つの手ではないかと私は考えていますので、その辺もまた色々検討されて、行政の方々は立派な方ばかりですので、ひとつ期待していますのでよろしくお願いします。

和田委員 よろしいですか。他の方で。

坂原委員。

坂原委員 G I G Aスクールについてお聞きします。

元々このG I G Aスクール構想というのは国が主導で、国からパソコンを1人1台そろえる、それでI C T化を進めなさいということで始まった事業だと思っております。

それで当初は数年間の余裕がありましたが、今年になってコロナの影響で、今年度中に全てそろえなさいという国からの流れが入ってきて、急遽その体制を今作っているところだと思います。それについてその設備ですが、色々必要なものを今そろえて、今回の補正で上がってきていると理解しております。

それで今回も幾つかその機材、設備を購入されていますが、今回のこの補正で、大体その必要な機材は全てそろってきたのかということを1点お聞きしたいと思います。

それでもしその機材がそろったとして、そのI C T化ですが、学校側が休校になっても各家庭で居ながら双方向の授業ができるというのは、いつ頃からできるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

和田委員 松井課長。

松井学校教育課長 坂原委員の質問にお答えいたします。

G I G Aスクールの実現ということで設備のほうなんですけれども、今回上げ

させてもらった設備はモバイルルーターの対応として整備させていただき、遠隔のカメラ、マイクということで整備させております。

あとG I G Aスクールとしまして整備していかなくてはいけないものについては、大型提示装置とあとI C T支援も整備していかなくちゃいけないです。

和田委員 澤教育次長。

澤教育委員会事務局教育次長 補足説明させていただきます。

今回のG I G Aスクールの補正予算ですけれども、先ほど説明しましたけども、まず1つは、先生のスキルアップとかが必要になりますので、それをサポートするためのサポーター委託料と、あと機械器具費としまして家庭用のモバイルルーターです。W i - F i環境が整っていない家庭に対してモバイルルーターを貸出しするというので、あとは遠隔授業時に使用するカメラ・マイクを購入するものです。双方向授業の実現に当たっては、必要となるタブレットの3分の2台分は今月入札が終わったところですが、残りまだ3分の1が残っておりますので、それが整備されたのちに準備が整うという形になります。

和田委員 坂原委員。

坂原委員 なかなか今までにないことを初めてやろうということなので大変だと思います。まずその設備をそろえるのも大変ですし、それでまたその人材の確保も必要だと思うのです。物がそろっても、またそれを利用して使えるかどうかという、その先生側の教育も必要だと思いますし、取りあえずは大変だと思います。

ただでさえコロナの対応で忙しい中、またこのG I G Aスクール構想で色々な対応をしないといけないと、大変ですけど将来を託す子どもたちのために、ぜひ頑張ってよろしくお願ひしたいと思います。

和田委員 よろしいですか。他に。

奥野委員。

奥野委員 委員会資料3ページの中ほどに小学校費ということで、新型コロナウイルス対策事業費がございます。その次の4ページにも中学校の同じような対策事業費があるのですが、その中で清掃業務委託料というトイレ清掃の費用が上がっております。中学校も同じようにトイレ清掃が上がっておりますが、今回は業者のほうで特別な清掃をなされるのかという感じがするのですけれども、通常だったら子どもたちが掃除をしているぐらいだったと思うのですが、今回、力を入れて清掃

される、内容的に何か特殊な薬剤を使うとか、何かそのようなことがあるのでしょうか。あれば参考にお教えいただきたいと思います。

和田委員 松井課長。

松井学校教育課長 奥野委員のご質問にお答えさせていただきます。

トイレ掃除の件については、新型コロナウイルスで大阪府から学校園における感染症マニュアルというものがありまして、その中でトイレ清掃について、床については水を流さずモップなどで拭く。ただし便器については、感染リスクが高いことから、児童生徒が行うことは控えさせてくださいというようなことが明記されておりました。なので現在については教職員がトイレ掃除を行っているところです。

和田委員 奥野委員。

奥野委員 再開して数か月になっておりますが、先生方にご苦勞をかけているということになるかと思いますが、業者のほうで徹底した清掃をよろしく願いしておきます。

和田委員 よろしいですか。他にございませんか。

(「なし」の声あり)

和田委員 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田委員 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第51号「令和2年度岬町一般会計補正予算（第5次）について」のうち、本委員会に付託された案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

和田委員 満場一致であります。

よって、議案第51号のうち、本委員会に付託された案件は可決されました。

議案第55号「令和2年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第2次）につい

て」を議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

寺田副理事。

寺田総務部副理事 それでは資料5ページをご覧ください。

令和2年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第2次）の件につきましてご説明させていただきます。

歳入といたしまして、1財産収入、1財産運用収入、土地貸付収入としまして390万円の減額補正を行うものです。

内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、本年4月7日に大阪府で非常事態宣言が発令され、外出自粛要請が行われました。

これにより岬カントリーへの来場者が大幅に減少し、収入減となった状況を鑑み、本町として地元業者との共存共栄を図るため、非常事態宣言が発令された4月及び5月分の賃貸料相当額の支払いを令和3年度へ猶予するものでございます。

これにより令和2年度分の土地貸付収入について390万円の減額補正をするものです。

続きまして、4繰入金、1基金繰入金、深日地区財産区基金繰入金としまして、先ほど説明いたしました土地貸付収入の減額を補填するため、財源調整として同額の390万円を繰り入れるものでございます。以上、当委員会付託分といたしまして、増減なしとして補正するものでございます。

和田委員 ただいまの説明に対しまして、質疑ございませんか。

奥野委員。

奥野委員 岬カントリーから4月、5月がお客さんが減ったということで、支払い猶予という形が出ておりますが、この5月以降、6月から現在までは通常どおりぐらいの来場者といえますか、お客さんは戻っていると理解すればいいのですか。

和田委員 寺田副理事。

寺田総務部副理事 今回、この予算に上げさせていただきましたのは、4月、5月分でございます。

これにつきましては、先ほど説明させていただきました、非常事態宣言の期間に合わせているものでございますので、この6月以降、来場者が増減されているかというところについては、申し訳ございませんが数値として把握しておりませ

ん。

和田委員 奥野委員。

奥野委員 分からなかったら、またこれからも追加であるかもしれないというような感じですか。

和田委員 寺田副理事。

寺田総務部副理事 今回、ご指摘がありましたように今後のすう勢につきましてはまだ不明確なところがございますので、今後の対応については慎重に検討していきたいと考えております。

和田委員 他に、委員さんございませんか。

(「なし」の声あり)

和田委員 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田委員 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第55号「令和2年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第2次）について」原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

和田委員 満場一致であります。

よって、議案第55号は、本委員会において可決されました。

議案第56号「岬町議会議員及び岬町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」を議題とします。

本件については本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

和田委員 質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田委員 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田委員 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第56号「岬町議会議員及び岬町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

和田委員 満場一致であります。

よって、議案第56号は、本委員会において可決されました。

次に、認定第1号「令和元年度岬町一般会計決算の認定について」のうち、本委員会に付託されました案件を議題とします。

本件について、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

また歳入歳出をそれぞれ分けて審議したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

和田委員 それでは、歳入から審査に入ります。

委員会資料の6ページから14ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田委員 出口委員。

出口委員 いつもすみません、また阪本理事にお尋ねしたいと思います。

この滞納繰越分の中ですが、不納欠損額が上の個人では141万7,901円、そして法人では6万円ということで、トータル145万1,745円、これは古くからの滞納があつての、期限が切れたとか会社が倒産したとか、色々な形の中でこういう不納欠損を処理したのか、その辺は。それでまたどういふ、何件あつてどういふ形か、その辺の詳細をお願いしたいと思います。

和田委員 阪本理事。

阪本財政改革部理事 出口委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず不納欠損につきましては、地方税法第15条の7、第4項により不納欠損処分を行ったものでございます。

この内訳につきましては、総トータルしまして地方税法第15条の7、第1項第1号によります財産のない方が10名、75万8,474円で、同じく2号の該当の方、滞納処分することで生活困窮に陥るような方ですけれども、こういう方が23名、162万1,920円で、同じく3号で居所不明の方が3名で、5万5,600円、それで1号から2号、3号の合計が243万5,994円で36人となっています。

また地方税法の第15条の7、第5項で即時消滅で2万4,900円が1人、それから地方税法第18条、執行停止中の時効の完成ということで35万9,300円が9名、総合計しまして282万194円、合計で46件46名となっております。

こちらにつきましては、まず不納欠損という形で処理させていただきますけれども、その前段としまして執行停止という形で、先ほど申し上げたような形で滞納処分する財産がない、もしくは滞納処分することで生活困窮に陥るような方、もしくは居所不明の方等々の状況を、過去3年間状況が変わらない方につきまして不納欠損処理ということで、法律で定められたとおりの処理を行っているところでございます。

まず執行停止という処分を行って、その後、毎年3年間、経過を確認するんですけれども、納税資力の回復に至る、もしくは居所が分かる等が判明しました場合は、その間で徴収等を復活するんですが、なお状況が変わらない場合は、3年間を経過しました時点で不納欠損処理ということで処理させていただいた次第でございまして。

和田委員 出口委員。

出口委員 私もそれは難しい問題ですので、ちょっと分かりかねますけれども、この生活困窮者が23名という形で今説明を受けましたけれども、この生活困窮者であって、年間所得が少なければ非課税になっている状況だと思うのですけれども、その当時は町民税とかはまだ十分に、生活困窮者ではなかったという形で住民税の請求をしていたのですか。

それと同時に、当然これは総務関係ではないのですけれども、生活困窮者であ



れば多分事業の部分になりますので、水道代なども全部これは滞納になっているのであろうと思うのですけれども、その辺はどうですか。

和田委員 阪本理事。

阪本財政改革部理事 まず生活困窮の方につきましては、委員がおっしゃっていただいているような形で、当時は収入があって現状では収入がないといった方もおられます。

ただ一定の生活基準を満たさないような方につきましては、生活困窮者というような形になってまいりますので、執行停止という形を取らせていただいております。

和田委員 よろしいですか。

出口委員 はい、それでいいです。

和田委員 他の委員さんはございませんか。

坂原委員。

坂原委員 委員会資料6 ページの款5、株式等譲渡所得割交付金とあるのですが、収入済額として655万3,000円が上がっているのですけれども、決算書のほうで見ますと、当初予算で1,900万円が上がっているのです。それで1,900万円が上がっていた後に、補正予算で1,300万円が減額されているのです。

これは前年のその決算額を見ると、前年度の決算額は820万円ほどだったと思うのです。その前年が決算820万円という額だったのですけれども、それを当初で1,900万円が上がっていたのですが、結果的に655万3,000円になっているのですけれども、去年の決算額から見て、その当初予算で1,900万円というのは、どうしてそうなったのか。何か特別の事情があってそうしたのかと思うのですけれども、その辺のところをお聞きしたいと思います。

和田委員 内山課長。

内山財政改革課長 こちらの交付金の当初予算での見込み方なんですけれども、この交付金が、交付時期が毎年3月ということになっておりまして、令和元年度の当初予算の算定では、まず29年度の決算額をベースに、あと国から示される地方財政対策というものがあるんですけれども、こちらの伸び率で見込みました。

ですので29年度の決算額をベースとして、30年度の伸び率、さらに31年度の伸び率ということで算定した結果が当初予算で1,900万円ほどというこ

とで予算化しておりました。

それが実際は、これは景気の動向であるとか、あとは経済の動向に左右されたんだと思うんですけれども、決算額で655万円ほどになったというところでございます。

和田委員 坂原委員。

坂原委員 その間の事情は色々あるのでしょうけれど、この数字だけで見ると疑問に思うのでお聞きしました。

それで補正予算で処置しているのも、その時に私も賛成しているはずなのですが、改めてこのように数字が上がってきたので、疑問に思ったので質問しました。

委員会資料7ページの款6ですが、地方消費税交付金、これも昨年度より決算額が下がっていると思うのですが、当初予算でこれも多めに見積もっているのですか。これも同じようなことでいいのですか。

和田委員 内山課長。

内山財政改革課長 こちらも先ほどの株式等譲渡所得割交付金と同様で、当初予算の見込み方としましては29年度の決算額をベースに、それで先ほど申しあげました地方財政対策の、この2か年度分の伸びを見て当初予算のほうは計上しておりました。

それが実際は、先ほどと同様になるんですけれども、経済の動向に左右されたかと思うのですが、収入額が2億4,000万ほどになってしまったというところでございます。

和田委員 坂原委員。

坂原委員 同じようなことですね、分かりました。

次ですけれど、同じ委員会資料7ページの款13分担金及び負担金のうち、節4保健体育費負担金、ここで収入未済額が幾つか上がっているのですが、これについてこの収入ができていない、入っていないということですね。

これも去年よりも金額が上がってきている感じなのです。増えてきているので、これの徴収方法などはどうしているのかお聞きしたいと思います。

和田委員 松井課長。

松井学校教育課長 給食費の徴収については、学校のほうで学校の教材費と一緒に保護者

から徴収させていただいております。

和田委員 澤教育次長。

澤教育委員会事務局教育次長 補足説明させていただきます。

学校給食費の徴収につきましては、現年度は口座振替という形で引き落としさせていただいてますけれども、家庭によっては、その口座の残額が不足している方について、未収額が生じているということになっております。

過年度分ですが、滞納分につきましては、町職員で家庭訪問させていただいて徴収に回っているという形になっております。

和田委員 よろしいですか。他の方はございませんか。

奥野委員。

奥野委員 先ほど坂原委員から聞かれた給食費のことで、再度補足でお聞きしたいと思いますが、今、澤次長から過年度分は学校の先生がすると言ったのですか、職員ですると言ったのか。職員でされるということですが、この滞納分については、昨年の分も含めて何年分の滞納になっているのか、参考にお教えいただきたいと思っております。

それともう1点、委員会資料13ページの上から5行目、弁償金16万8,000円が未済になっておりますが、これは何の弁償金なのか説明をお願いします。

和田委員 澤教育次長。

澤教育委員会事務局教育次長 給食費につきましては私債権ということになっておりまして、過年度分の一番古くは平成17年ぐらいから残っている形になっております。

私債権ということで、税とか国保みたいに強制執行するのが難しく、強制執行する場合には裁判の手續とかが必要になってきまして、滞納者の財産調査とかをする必要もあります。

教育委員会ではその調査権限がなく、財産を調べるのは難しいのですが、粘り強く家庭訪問をさせていただいて、支払っていただけるようお願いしております。

和田委員 寺田副理事。

寺田総務部副理事 弁償金について説明させていただきます。

弁償金の内容につきましては青葉台のフェンス弁償金ということですが、

内容につきましては当事者、この場合は仮にSさんとしますけれども、その方

が運転する乗用車で、青葉台みさき台自治会駐車場のフェンスに車をぶつけて破損したということによります。

発生年月は平成28年3月4日でございます。その際に、こちらから求めました求償総額、弁償金ですが、こちらは現状復旧費用といたしまして、37万8,000円を請求しております。

ただし、その当事者は任意保険に未加入であったため、緊急的に本町が現状復旧を行いました。その後、支払いの金額に、先ほど申しましたように保険の適用が行われませんでしたので、Sさんの息子さんが代納されるというお約束を頂いたのですけれども、その分で納めていただいた残額がまだ16万8,000円残っている。現状でも督促は行っておりますが、まだ残額はあるということでございます。

和田委員 奥野委員。

奥野委員 先の澤次長から説明いただいた分で、昨日の厚生委員会の保育料なども、かなり前の分もこのような形で出ていたのですけれども、今回も平成17年からの滞納ということで、本人も成人以上になられていると思いますが、本当にどこまで請求されるというのか、我々には見えてこないのですけれども、その辺は本人にも、もうもらってもいいのではないかと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

和田委員 澤教育次長。

澤教育委員会事務局教育次長 確かにそうです。年月がたっていますので、その児童生徒がある程度の年齢を重ねているところがあると思いますけれども、あくまでも保護者の方に対して、給食費の支払いのお願いに回っております。

和田委員 奥野委員。

奥野委員 これは何か先ほどの欠損はできないという説明がありましたが、保護者をお願いしてもなかなかというような状況だと思いますが、粘り強くしていただくしかないのかというような気がいたしますけれども、お願いするしかございません。

それともう1点、先ほど寺田副理事が説明された弁償金ですが、残りがまだ16万8,000円残っているという説明でございましたが、後の約束というか誓約は頂いていないのですか。

和田委員 寺田副理事。

寺田総務部副理事 お尋ねの件につきましては、もともと事故を起こされた当事者の方に、そもそも弁済能力がないということで、そのお子様から申し出ていただいた件でございますが、その件につきましても平成28年中には入金が行われず、29年に半額近くの18万円を納めていただいております。それで30年度に3万円を頂いておりますが、令和元年度につきましては入金されておりませんので、こちらといたしましても看過できない事情でございますので督促を行っておりますが、改めてこの金額、分割でお支払いいただいているところですが、求めていると考えております。

そしてこの際の約束につきましては、当時に文書で交わしたということはないと聞いております。

和田委員 奥野委員。

奥野委員 ご本人に支払い能力がないという今の説明でしたので、子どもさんに粘り強く分割でもお願いしていただきたいと思います。

和田委員 よろしいですか。

奥野委員 はい。

和田委員 出口委員。

出口委員 坂原委員、奥野委員とまた同じ関連の質問で、給食費の件ですけれども、多分この収入未済額というのは、多分もう10年、12年、13年前のものが残っているのではないかと思います。というのは、実は私もこの経験がありまして、約5年ほど前ですが、給食費の未納があり、給食費担当の職員が給食費が滞納となった児童のおじいちゃんにぼろかすに、この庁舎内で怒られました。そして色々話を聞いてみたら、息子はひとり親家庭で支払い能力がないということで、それでその食べた本人も、もう二十歳になっているということで、おじいちゃんに担当職員と私と3人交えて、この庁舎内で話をさせてもらったら、そのおじいちゃんは最初はえらい怒り心頭だったけれども、色々事情説明を1時間半ほどさせてもらったら、よし分かったと、それだったら息子の支払い能力がなければ私が払いますということで、その場で払っていただいたのですけれども。

だからそういう中で、この今の10万8,080円と43万4,109円ですが、この辺の部分もできたらそういう中で、もう少し視野、幅を広げて回収方法も考えていただいたら、また理解してくれる保護者の方もおられると思いますの

で、1つこれも参考のために話をさせてもらいました。

和田委員 よろしいですか。他に。

坂原委員 委員会資料の8ページですけれども、款15国庫支出金、目3教育費国庫補助金とあるのですが、これも委員会資料では各項目に分かれての数字なのですけれども、これも決算書で見えますと当初予算が約1,600万円計上されているのです。それでその後、補正予算でさらに2,700万円が追加されているのです。合計で予算として2,800万円となっているのですけれども、これはその予算の計上の仕方がどうなのかと思うのですが、どなたか説明していただけますか。

和田委員 松井課長。

松井学校教育課長 坂原委員のご質問にお答えさせていただきます。

後で調べてお答えさせてもらってよろしいですか。すみません、申し訳ないです。

和田委員 それなら後でよろしくお願いします。

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

和田委員 質疑なしと認めます。

これで一般会計、歳入についての質疑を終わります。

続いて、歳出に入ります。

なお、参考資料として配付しております、本委員会所管内訳表を併せてご覧ください。

まず議会費に入ります。決算書の66ページから69ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

奥野委員。

奥野委員 1点お聞きします。決算書67ページの13委託料、反訳委託料でお聞きいたします。

不用額がたくさん出ておりますが、この不用になった何か理由があればお教えいただきたいと思っております。

和田委員 蟻馬課長。

蟻馬議会事務局課長 奥野委員のご質問についてお答えいたします。

反訳委託料の不要額につきましてですが、令和元年度におきましては、前年度

に比べまして常任委員会に係る反訳の時間が少なかったことが主な要因となっております。

和田委員 奥野委員。

奥野委員 時間数が少なかっただけで、これだけたくさん余ったということですか。いつももっとたくさん発言されているけど、今回は少なかったという単純なことですか。

和田委員 蟻馬課長。

蟻馬議会事務局課長 時間以外の要因についてでございますが、予算ベースで前年度に比較いたしまして、今年度の予算が4万3,000円多かったことも要因の1つとなっております。

和田委員 よろしいですか。

奥野委員 はい。

和田委員 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田委員 質疑なしと認めます。

これで議会費の質疑を終わります。

続いて、総務費に入ります。決算書の68ページから105ページをご覧ください。

ただし80ページ、81ページの目6交通安全対策事業費、92ページから95ページの項3戸籍住民基本台帳費は、他の委員会の所管ですので除きます。

質疑ございませんか。

坂原委員。

坂原委員 幾つか質問させてください。決算書71ページの節11需用費で、翌年度繰越しとして、63万7,000円として上がっております。

詳しくは分かりませんが、その需用費は大体消耗品だと思うのですが、特にこの繰越明許している63万7,000円というのはどういう内容なのかと。

同じくその下の13委託料ですが、これも繰越明許となっております。この2点の内容をお聞きしたいと思います。

和田委員 松井課長。

松井学校教育課長 すみません、先ほどの坂原委員のご質問の回答をさせてもらってもよ

ろしいでしょうか。待っている間にすみません、申し訳ないです。

和田委員 はいどうぞ。松井課長。

松井学校教育課長 先ほど言われていました2, 700万の補正なんですけれども、繰越明許予算ということで、学校施設環境改善交付金の令和2年度へ繰り越した淡輪小学校トイレ改修工事、深日小学校トイレ改修工事になります。

また公立学校情報通信ネットワーク環境施設補助金としまして、GIGAスクール校内LANの整備、小・中学校分を繰越明許予算としております。その分の補正となって大きくなっております。

和田委員 坂原委員。

坂原委員 補正なので、その時私も賛成しているのですけれども、少し時間が経ってしまっていたので覚えていなかったです。

数字で上がってきたので疑問に思って質問しました。

和田委員 西部長。

西総務部長 71ページの繰越明許でございますが、これにつきましては個人番号利用カードの環境整備事業ということで国から補助金を頂いておりまして、それを繰り越したものでございます。

内訳につきましては確認させておりますので、内容としては個人番号の利用環境整備事業としての繰越しということでございます。内容についてはまた後ほどご報告させていただきます。

和田委員 坂原委員、それでよろしいですか。

坂原委員 まだ需用費も聞いておりませんが。

和田委員 また後ほど。

西総務部長 両方でございます。

和田委員 坂原委員。

坂原委員 引き続きお聞きしたいと思います。予算書の77ページです。

節13委託料のうち、庁舎警備業務委託料として900万円が上がっているのですけれども、この庁舎整備業務委託料の内訳をお聞きしたいのですが。

和田委員 もう一度、すみませんけど本人さんが戻ってきたので、坂原委員。

坂原委員 いいですか、お願いします。

和田委員 寺田副理事。



寺田総務部副理事 まずお尋ねの需用費の繰越明許費の63万7,000円につきましてですが、マイナポイントの事業に係ります広報のための印刷製本費等でございます。

中身としましては、消耗品といたしましてプリンターのインク及びその用紙ということになっております。

そして続きまして、13の委託料、繰越明許費でございます。

こちらにつきましてもマイナポイントのブースでございますけれども、住民課に設置しておりますパーティションの設置の費用でございます。

和田委員 坂原委員はよろしいですか。次の77ページ。

寺田副理事。

寺田総務部副理事 委託料のうち庁舎警備業務委託料につきましてですけれども、こちらは本庁舎の警備についてでございます。

内容につきましては、4人体制で、そのうち2人勤務による常駐警備を行っている分の費用となっております。

ですので今後の契約につきましては、平成30年10月1日より令和3年9月末までの3年間、引き続き予定しているものでございます。契約相手は株式会社メガテックとなっております。

和田委員 坂原委員。

坂原委員 はい、分かりました。その件はこれで結構です。

あともう一、二点だけお聞きしたいのですけれども、決算書91ページ、節13委託料です。

確定申告相談受付補助業務委託料としてあるのですけれども、これも内容をお聞きしたいのですが。

和田委員 阪本理事。

阪本財政改革部理事 確定申告相談受付補助業務委託料につきましてご説明申し上げます。

確定申告につきましては、例年2月中旬から3月中旬までの間で実施しておるところでございますけれども、平成29年から2月初旬の外部会場がなくなった代替として、税理士を税務署のほうから派遣していただいていたんですけれども、平成31年の2月より派遣がなくなったため、町の負担となったことによるものでございます。

この間、税理士を任意で雇用契約を結びまして、確定申告の窓口のサポートをしていただいているところでございます。

和田委員 坂原委員。

坂原委員 それは税理士を雇っているということでもいいのですか。

和田委員 阪本理事。

阪本財政改革部理事 税理士との委託契約になっています。

和田委員 坂原委員。

坂原委員 分かりました、結構です。

最後にもう1点だけお願いします。93ページ、節19の負担金、補助及び交付金の内、真ん中の少し下のほうですけれども、納税貯蓄組合補助金とあるのですが、この納税貯蓄組合というのはどういうものか、それとこの補助金の内容についてお聞きしたいと思います。

それからもう2つ下にある地方税共同機構負担金、これも同じく詳細の説明をお願いしたいと思います。

和田委員 阪本理事。

阪本財政改革部理事 納税貯蓄組合につきましては現在2団体ございまして、自治区と商工会となっております。それで、それに対する事務費相当分の補助金ということになってございます。

平成30年までは3団体ございましたけれども、昨年からは2団体ということになってございます。

それから地方税共同機構負担金ということもございますけれども、平成31年4月1日に名称が変更とともに設立された団体で、それ以前は地方電子化協議会負担金という名称で予算計上させていただいてございます。

地方税法の改正に基づいて、全ての地方団体が共同して運営する協議機構でございまして、こちらを通じてeLTAX等の運用を行っているところでございます。

和田委員 坂原委員。

坂原委員 納税貯蓄組合というのは2団体ということでした。2団体ともこれは自治区でしたか。

和田委員 阪本理事。

阪本財政改革部理事 自治区と商工会でございます。

和田委員 坂原委員。

坂原委員 はい、分かりました。

それでこの地方税共同機構というのは、これは名称が変わったということやね。今までも同じような負担金があったけれども、相手の名称が変わったので初めて地方税共同機構負担金が出てきたということですね。

阪本財政改革部理事 そうです。

坂原委員 はい、結構です、分かりました。

和田委員 他の委員さん。

奥野委員。

奥野委員 決算書75ページの15工事請負費、危機管理担当の件でお聞きしたいと思います。

防災行政無線再整備工事ということで、大きなお金をかけていただいて整備いただいております。

アナログからデジタル式という形で、色々と設備を替えていただいているのですが、住民から前のほうが放送はよく聞こえたというような声をよく聞くことがあるのですけれども、担当にはそういうお声は届いていませんか。

和田委員 森危機管理監。

森危機管理監 奥野委員のご質問にお答えさせていただきます。

前のアナログ無線の放送のときのほうが聞こえがよかったのではないかと、住民からのご指摘でございますけれども、デジタル化によって、明瞭になった反面、ちょっと音質がソフトになっておまして、危機管理担当のほうにも聞こえにくくなったというようなご指摘が、デジタル化してすぐの頃はあったんですけども、最近はそういう電話もなくなってきているような状況です。

和田委員 奥野委員。

奥野委員 私どももしっかり聞いた、自分が聞いたことはあまりないのですけれども、それはもう機械のことなので、どうしても調整とかは仕方がないのでしょうか。

和田委員 森危機管理監。

森危機管理監 デジタル化したことによってその放送の音質等が変わっておりますけれども、苦情等の電話を頂いた段階で業者とも相談して、スピーカーの向きを変えて

聞こえやすくするとか、ちょっと音量を調節したり、様々なことをしております、それでそういう通報もなくなってきたのではないかなと思っております。

和田委員 奥野委員。

奥野委員 もう1点お聞きします。決算書77ページの13委託料の上あたりの庁舎整備基本計画策定業務委託料ということで、この庁舎をここに建て替えるという、検討委員会から町長に答申も出ていることは承知しております。議会でも検討委員会を立ち上げておりますけれども、現状はストップした状態になっております。

先日もこの町長の席の真上の辺りが、雨漏りで、大変大きな修理をしていただきましたし、この設備自体が自家発電装置もなく、停電になればストップしてしまうというような状態も、町長もご存じだと思います。

それと先週、880万人の避難訓練も行われましたが、訓練ですからスムーズに避難できるのは当たり前なのですが、本当に大きな災害が起こった場合、逆に昼間というか執務中に起こった場合はとんでもないことになるかと思いません。本当に多くの犠牲者が出かねないというようなことも考えられます。

大きな建て替えには莫大な費用もかかるかと思えますけれども、ストップするわけにはいかなくて、やはり職員の皆様方、我々も含めて生命を守らないといけないということも当然分かっていると思いますが、今後ですが、ここで田代町長にお聞きしておきたいのですが、その整備計画を、これからどんな形の方向性を考えておられるか、お聞きしたいと思えます。

和田委員 田代町長。

田代町長 奥野委員さんのおっしゃるのはごもっともなご意見だと思います。

いつ起きるか分からない、南海トラフ地震の発生の可能性も高まってきておりますので、庁舎が現在耐震化ができていないということで建て替えを必要としていることなんですけれども、庁舎検討委員会の答申も出ております。その中で一番問題になっているのが、やはり財政の状況が非常に悪いということで、この庁舎検討に当たっては、その辺を十分に吟味するよという内容の答申が出ております。

私どもとしたら熊本地震のときに特別措置法ができて、そのときに庁舎の検討のそういった補助金、被災制度か補助金制度かが出ておったんですが、期限がちょうど令和2年度で終わりですので、その延長を今、各市町村が国のほう

へ求めております。

多分、延長になるだろうという矢先にコロナの問題が起きて、その法改正のほうも止まったままの状況になっていますので、その状況を見た上で、もし延長になるとなった場合には、町議会の皆さんとも十分相談させていただいて、財源の確保をどのようにしていくかということも含めて検討してまいりたいと考えておるところなんですけれども、今の時点では、やはりこの現庁舎を建てたときの状況から見て、すぐに再建団体に陥るといようなことのないようにしないと、今財政は日々の自治体運営をやっていくのに精いっぱいぎりぎりの段階でやっておりますので、その庁舎建て替えについての余分な基金も積んでおりませんので、そういった財政運用も含めて検討しているところなので、もうしばらく国の動きを見ていただきたいというように思います。

和田委員 奥野委員。

奥野委員 町長も十分に認識いただいているという内容でございますが、私が先輩から聞いた、この庁舎を建ててすぐに財政再建団体に転落したということも聞いておりますし、万が一そういうことがあってはならないことではありますけれども、色々と他に重要案件も多々ある中で、この件についても十分、民間の企業を巻き込んだ何かいい方法もあればと思うのですけれども、そのあたりも色々と精査いただいで検討いただければと、お願いしておきたいと思います。

和田委員 他の委員さんはありませんか。

阪本理事。

阪本財政改革部理事 訂正で発言させてください。

先ほど坂原委員からご質問いただきました。93ページの納税貯蓄組合補助金につきましてご質問いただいたんですけれども、私は2団体ということで報告させていただきましたが、正しくは3団体、岬町商工会さん、それで深日漁協組合さん、それから自治区さんということで、3団体でございます。

それで事務費につきましては1件800円ということになってございます。大変申し訳ございません。

和田委員 坂原委員、よろしいですか。

坂原委員 聞き取れなかったのですけれども、もう1つどころが増えたのですか。

阪本財政改革部理事 もう一度申し上げますと、3団体ございまして、岬町商工会と深

日漁業組合、それと自治区、合計で3団体です。

坂原委員 はい、結構です。

和田委員 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

和田委員 質疑なしと認めます。

これで総務費の質疑を終わります。

続いて民生費に入ります。決算書116ページから119ページの目9文化センター費をご覧ください。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田委員 質疑なしと認めます。

これで民生費の質疑を終わります。

続いて商工費に入ります。決算書161ページ、目2観光費のうち、節19負担金、補助及び交付金の一部(政策推進担当分)をご覧ください。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田委員 質疑なしと認めます。

これで商工費の質疑を終わります。

続いて消防費に入ります。決算書178ページから183ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

奥野委員。

奥野委員 決算書183ページ、一番上の消防車庫借り上げ料、6万9,000円。こういう消防に絡んでも公有地のものを色々使っていると思うのですが、どこかの車庫、ガレージを借りたということの理解ですか、これは。

和田委員 森危機管理監。

森危機管理監 消防車庫借り上げ料につきまして委員のご質問にお答えさせていただきます。

こちらの借り上げ料につきましては、さくら会館横の淡輪上の消防車庫、それと上孝子の消防車庫、この2つの消防車庫の借り上げ料です。

和田委員 奥野委員。

奥野委員 さくら会館の横の車庫というのは、これは個人のものをお借りしているということですか。これはどう理解したらいいですか。

和田委員 森危機管理監。

森危機管理監 委員のご質問にお答えさせていただきます。

個人の土地をお借りして、消防車庫として使わせていただいているものでございます。

和田委員 奥野委員。

奥野委員 ということは、借地料ということですね。

森危機管理監 はい。

奥野委員 分かりました。

和田委員 いいですか。他にございませんか。

(「なし」の声あり)

和田委員 質疑なしと認めます。

これで消防費の質疑は終わります。

続いて、教育費に入ります。決算書の184ページから211ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田委員 質疑なしと認めます。

これで教育費の質疑を終わります。

続いて災害復旧費に入ります。決算書の212ページ、213ページ、項3文教施設災害復旧費(学校教育課)をご覧ください。

質疑ございませんか。

和田委員 奥野委員。

奥野委員 213ページの中ほどの15工事請負費で、淡輪小学校災害復旧工事ということで、体育館の大修理があったかと思えますけれども、これはたしか共済組合というか保険扱的なもので、費用はかなり出たかと思うのですが、その辺は全額が出たのでしょうか。もう一度確認です。

和田委員 澤教育次長。

澤教育委員会事務局教育次長 委員お示しのとおり、保険のほうで、工事費 2 分の 1 を保険対応という形でさせていただいております。

和田委員 奥野委員。

奥野委員 では残りは起債を起こしてということの内容だったのですか。

和田委員 澤教育次長。

澤教育委員会事務局教育次長 事業費の 2 分の 1 が保険ということで、残りにつきましては国庫補助金で対応してございます。

和田委員 奥野委員。

奥野委員 この復旧工事の関連でお聞きしたいというか、改めて要望も含めてですが、これから台風もどんどんとまたこちらに向けてやってこようかと思われまますけれども、体育館はよく避難所で色々使われますし、避難指示が出れば避難所ということで、先日も九州がかなり大変なことになっておりましたけれども、我々はこの 2 月に有志 3 人で箕面市の体育館に、全部 LP ガスを使って施設を二十数校にわたって、全部箕面市が作っておられるのを、坂原議員と小川議員と私と 3 人で視察に行っていました。

それで先日の一般質問でも、中原議員からも体育館にエアコン設備ということで質問されておりましたが、費用的にも、今は国の補助も半分あるようにお聞きしておりますし、コロナ対策も含めてですが、それで停電時でも使えるということをお聞きしておりますので、自家発電装置をつけて、泉佐野市のほうにも順次、今は千代松市長の下でやられているとお聞きしておりますので、その辺も含めて来年度以降、その辺のご検討もお願いしたいと思うのですが、町長はいかがですか、その辺のお考えは。

和田委員 田代町長。

田代町長 今おっしゃるとおり、前回は坂原委員からもこのご質問があったと思うんですけども、来年から 3 年間をかけて計画なんですけれども、各小学校をまず優先して、それから町民体育館を考えております。

この 3 つの施設を 3 年かけてやっていこうと。単年度でやるのは非常に難しいと、財政的に非常に厳しいということで、今財政との話をやっているんですけど、来年から 3 年間をかけてということで、その振り分けについてはまだできてませんが、そういう予定で進んでおるとのことだけを申し上げておきます。



和田委員 奥野委員。

奥野委員 そこまでお考えいただいているとは思わなかったので、順次よろしく願いしておきたいと思います。

和田委員 他に委員さん、ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田委員 質疑なしと認めます。

これで災害復旧費の質疑を終わります。

続いて公債費に入ります。決算書の212ページ、213ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田委員 質疑なしと認めます。

これで公債費の質疑を終わります。

続いて諸支出金に入ります。決算書の212ページから215ページをご覧ください。

ただし214ページ、215ページの目4海釣り公園管理基金費及び目8森林経営管理基金費は、他の委員会の所管ですので除きます。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田委員 質疑なしと認めます。

これで諸支出金の質疑を終わります。

続いて予備費に入ります。決算書の214ページ、215ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田委員 質疑なしと認めます。

これで予備費の質疑を終わります。

以上で、一般会計の歳出の質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田委員 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

認定第1号「令和元年度岬町一般会計決算の認定について」のうち、本委員会に付託された案件について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

和田委員 満場一致であります。

よって、認定第1号のうち、本委員会に付託された案件は、認定することに決定しました。

認定7号「令和元年度岬町淡輪財産区特別会計決算の認定について」から、認定第9号「令和元年度岬町多奈川財産区特別会計決算の認定について」までの3件を一括議題としたいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

和田委員 それでは、認定第7号から認定第9号の3件については、一括議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

和田委員 では決算書323ページから360ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田委員 質疑なしと認めます。

これで3件についての質疑を終わります。

続いて、認定第7号、「令和元年度岬町淡輪財産区特別会計決算の認定について」討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田委員 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

認定第7号「令和元年度岬町淡輪財産区特別会計決算の認定について」原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

和田委員 満場一致であります。

よって、認定第7号は、本委員会において認定することに決定しました。

続いて、認定第8号「令和元年度岬町深日財産区特別会計決算の認定について」討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田委員 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

認定第8号「令和元年度岬町深日財産区特別会計決算の認定について」原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

和田委員 満場一致であります。

よって、認定第8号は、本委員会において認定することに決定しました。

続いて、認定第9号「令和元年度岬町多奈川財産区特別会計決算の認定について」討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田委員 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

認定第9号「令和元年度岬町多奈川財産区特別会計決算の認定について」原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

和田委員 満場一致であります。

よって、認定第9号は、本委員会において認定することに決定しました。

以上で、本委員会に付託を受けました案件7件について、全て議了しました。

続いて、案件2、その他に入ります。

その他で、本委員会所管の事項で何かございませんか。

(「なし」の声あり)

和田委員 私から1点質問したいのですが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

和田委員 岬中学校の校門のことですが、雨の日になると岬中学校の生徒を保護者が車で送迎するため校門付近が混在している。そのため一般の車の通行に支障が出ているため、近くにある岬中学校プールを送迎用の駐車場にすれば、登下校の裏門にもなり混雑を防げるのではないか。この点についてお伺いしたいのですけれど。

澤教育次長。

澤教育委員会事務局教育次長 雨の日には生徒を保護者の方が車で送迎されているのですが、その送迎の禁止ということはなかなか難しいですので、学校長のほうから保護者の方に対しまして、この生徒の送迎に当たりましては安全面に考慮して、二重駐車とか道路の両側に駐車しないようにということで、一応通知文を保護者の方には送らせていただいているところであります。

それで岬中学校のプールですけれども、このプールにつきましては都市計画法におけます都市計画公園区域に指定されております。

それで都市計画公園区域というのは、公園とか緑地として整備する区域ということで指定しておりますので、ここを駐車場として整備できるかどうかというのは、一応法的なチェックを入れないといけないと思いますので、その辺をまず調査させていただきたいと思っております。

和田委員 これは住民からの要望でもありますので、よろしく要望しておきます。

本日の審議並びに経過については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方のご協力をよろしく申し上げます。

これで総務文教委員会を閉会します。

(午前11時47分 閉会)

以上の記録が本町議会第3回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和2年9月9日

岬町議会

職務代行委員

和田 勝 弘